

# い じ め 防 止 基 本 方 針

愛知県立佐織特別支援学校

【令和7年4月改訂】

## いじめ防止基本方針

### <学校いじめ防止基本方針の性格>

学校におけるいじめ防止等に向けた「行動計画」

→ いじめ防止に対して学校における生徒指導が、組織的・計画的に実施していけるもの

### 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たることを基本とする。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組むことが重要である。また、コミュニケーションが苦手な児童生徒や実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図り、家庭との連絡を密にし、児童生徒の現状の適切な把握に努めることが求められる。

### <いじめの定義>

当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。

- \* 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- \* 「心理的影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- \* 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品を強要されたり、隠されたりすることなどを意味する。
- \* けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。そのため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しなければいけない。

## 2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ・不登校等対策委員会」について

#### ア 委員会のメンバー

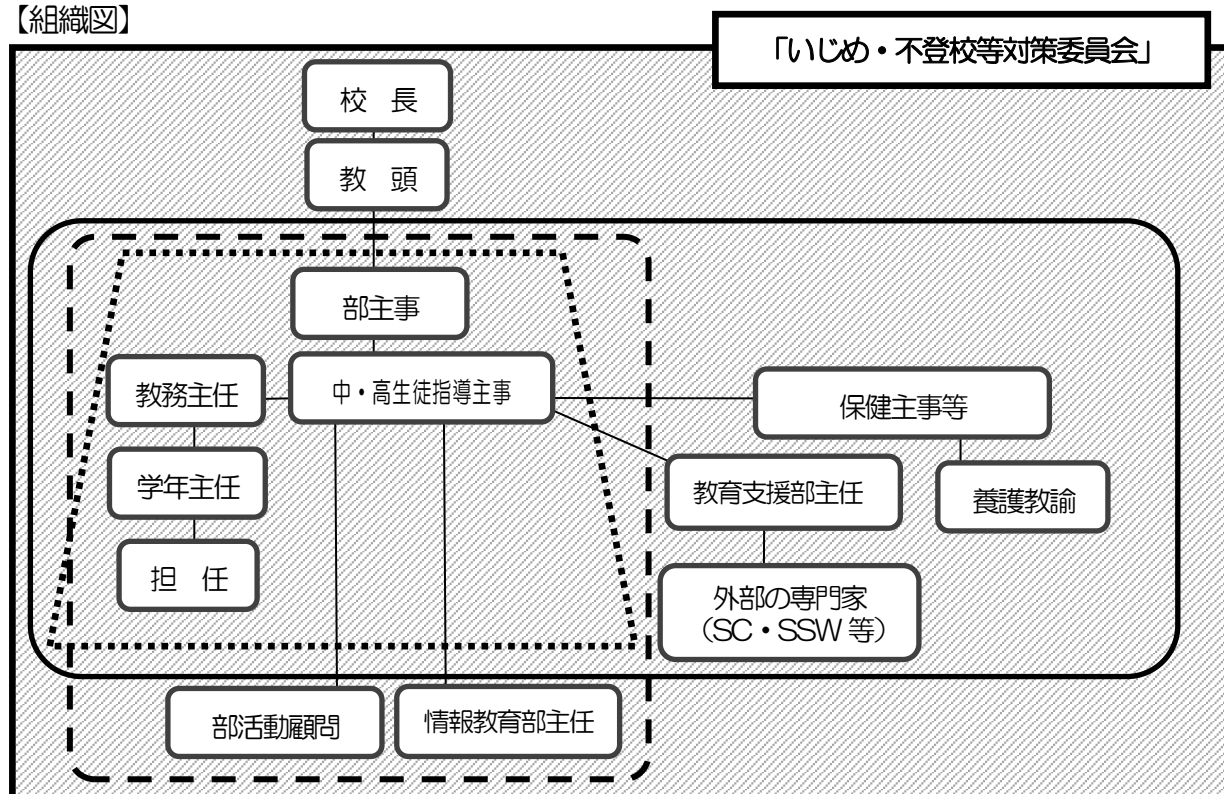
校長、教頭、部主事、関係教務主任、中・高生徒指導主事、保健主事、教育支援部主任、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任等

（必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家を加える。）

#### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】

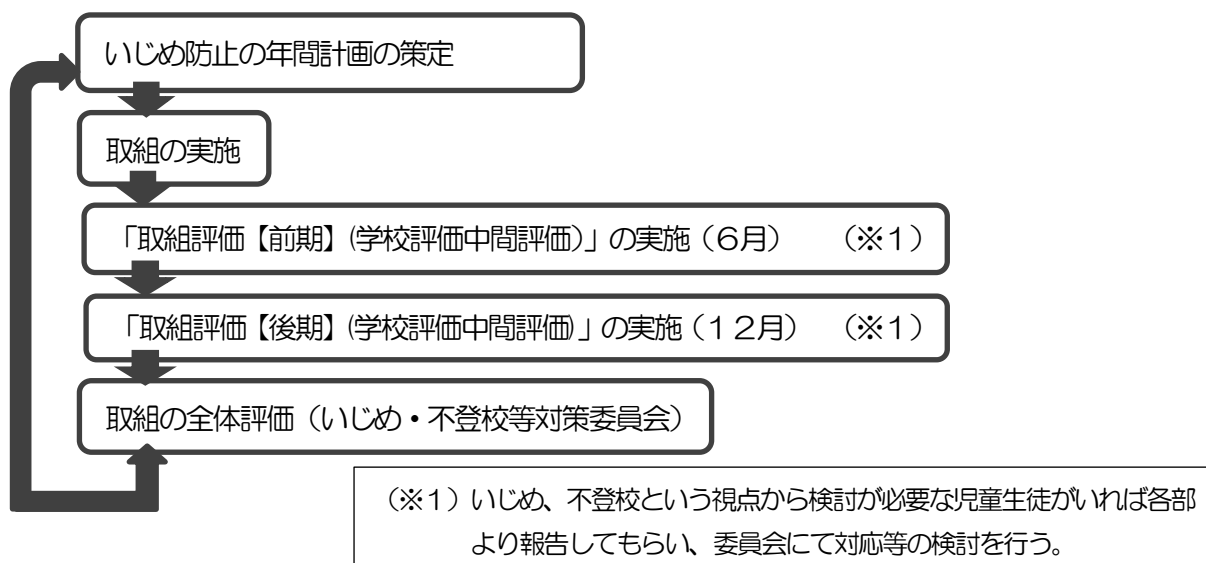


\* 、、 は、指導・支援チームの例。

\* 事案によってメンバーを柔軟に変更し、必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

## (2) 「いじめ・不登校等対策委員会」の役割や機能等

### ア 取組の検証（PDCAサイクル）



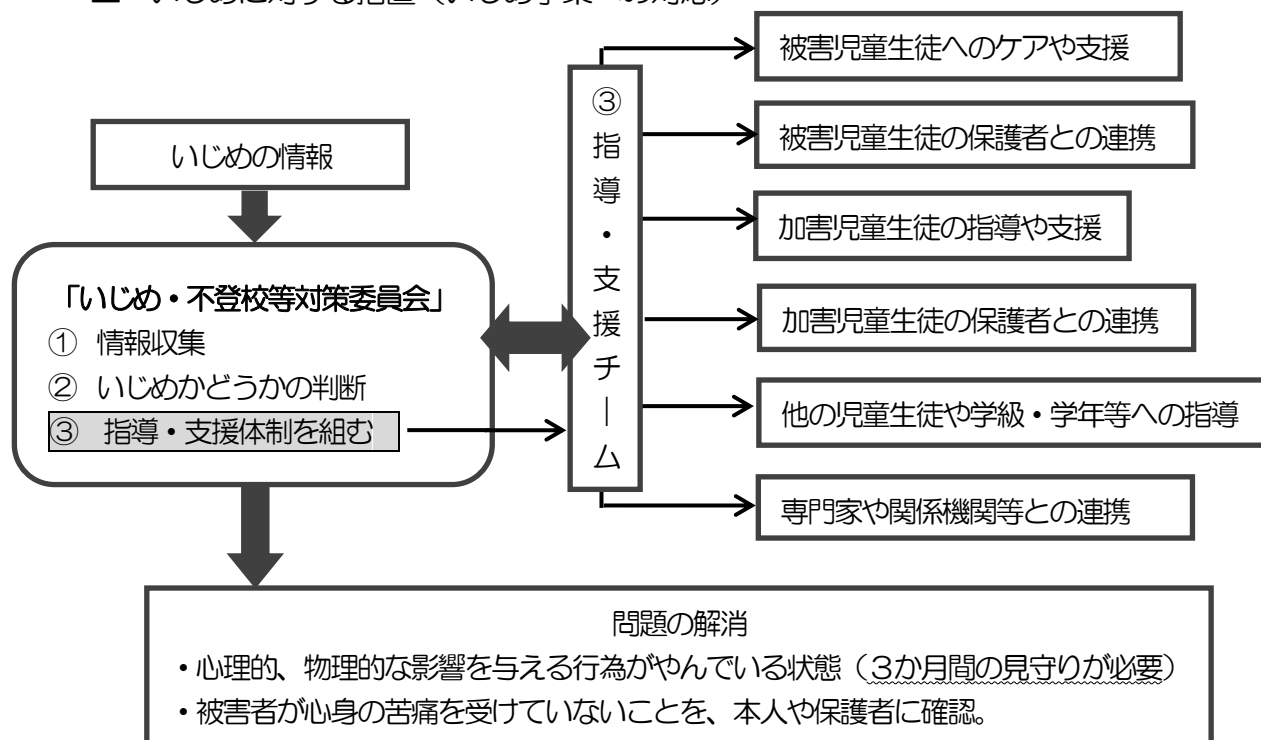
### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校等対策委員会」で検討した内容を部会等で報告する。

### ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」の結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



- ・実際に対応するメンバー（指導・支援チーム）は、事案に応じて委員会が適切なメンバーを構成する。
- ・事案に応じて柔軟に指導体制のメンバーを決める。また、対応する内容によってチームのメンバーは異なる。

## オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校等対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

（注）重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

ア 現職研修を充実し、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。

イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。

ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。

エ 自己有用感をより多く感じることができる指導場面の設定をする。

→すべての児童生徒が活躍できる場面を準備する。

※自己有用感：相手から好意的な反応や評価があって感じる自己の有用性

オ 個々の児童生徒の障害特性を把握し、コミュニケーション能力の向上や対人関係など社会性障害の改善に有効なSST（ソーシャルスキルトレーニング）を積極的に取り入れる。

カ 個々の児童生徒の障害特性や発達段階を考慮して、「おもいやり」や「感謝」の気持ち等を感じることができる場面設定を積極的に取り入れる。

キ 体罰はもとより職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

ア 職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。

イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校等対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。

ウ 「生活アンケート調査」の実施や児童生徒への聞き取り、教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・相談を受けたら「いじめ・不登校等対策委員会」で組織的に対応する。

イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 職員の共通理解、保護者の協力、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

#### <取組を実施する場合のポイント>

- 学校教育活動を通して児童生徒個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べ、継続した指導を行う。

(アセスメントを的確に実施する)

- 学級・学年・学校を児童生徒の安心できる居場所になるようにしていくことが重要であり、単に「居心地良くしてあげる」だけではなく、「児童生徒が困らないようにする」ための居場所をつくる。

#### (4) 取組の年間計画

|     | 未然防止の取組                                                                            | 早期発見の取組                                                           | 「いじめ・不登校等対策委員会」の動き                                                   | 保護者・地域との連携                                           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 通年  | ○健康観察【全学年】(保)*注1                                                                   |                                                                   |                                                                      | ○連絡帳・電話による家庭との連携 *注2                                 |
| 4月  | ○健康調査の実施【全学年】(保)<br>○保健室の周知【全学年】(保)<br>○新入生オリエンテーション【中1・高1】(学)<br>○人間関係づくり【全学年】(学) | ○面談による情報共有【全学年】(学)(指)(部)                                          | ○いじめ・不登校についての共通理解<br>→各部周知を行う                                        | ○登下校指導 (指)<br>*注3<br>○授業参観①<br>学級懇談、部活動説明会<br>OPTA総会 |
| 5月  | ○個別懇談週間【全学年】(教)(学)                                                                 |                                                                   |                                                                      | ○個別懇談<br>○運動会                                        |
| 6月  |                                                                                    |                                                                   | ○取組評価【前期】の実施                                                         | ○学校関係者評価委員会①                                         |
| 7月  | ○長期休業前生活指導【全学年】(学)                                                                 | OS-M 社会生活能力検査【小1・4中1高1】(学)                                        | ○いじめ・不登校等対策委員会(定期)                                                   |                                                      |
| 8月  | ○個別懇談週間【全学年】(教)(学)                                                                 | ○情報共有(学)(指)(部)                                                    |                                                                      | ○ボランティア活動<br>○個別懇談                                   |
| 9月  |                                                                                    | ○学校生活に関する聞き取り【高等部】<br>(学)(指)(部)                                   |                                                                      | ○授業参観②                                               |
| 10月 |                                                                                    |                                                                   |                                                                      |                                                      |
| 11月 |                                                                                    |                                                                   |                                                                      |                                                      |
| 12月 | ○人権講話(全校集会)【全学年】(指)<br>○面談週間【全学年】(学)<br>○長期休業前生活指導【全学年】(学)                         | ○「生活アンケート」の実施(指)(学)*注4<br>【高等部・自力通学生】<br>○面談による情報共有【全学年】(学)(指)(部) | ○取組評価【後期】の実施<br>○人権についての現職研修                                         | ○さおり祭り                                               |
| 1月  |                                                                                    |                                                                   |                                                                      | ○授業参観③                                               |
| 2月  | ○個別懇談週間【全学年】(教)(学)<br>○情報モラル講習【高全】(学)(指)<br>○入学説明会【新小1・新中1】(指)(教)                  |                                                                   | OPTA役員理事会において、いじめ・不登校に関する報告                                          | ○個別懇談<br>○学校関係者評価委員会②<br>→評価<br>OPTA役員理事会            |
| 3月  | ○入学説明会【新高1】(指)(教)<br>○長期休業前生活指導【全学年】(学)                                            |                                                                   | ○いじめ・不登校等対策委員会(定期)<br>→評価<br>○学校関係者評価委員会による評価結果検証<br>○「いじめ防止基本方針」見直し |                                                      |

(教)…教務部 (指)…指導部 (保)…保健部 (進)…進路指導部 (部)…部会 (学)…学年会

\*注1：健康観察については毎日実施し、児童生徒の身体的・精神的な変化・不調等を把握し、本人及び家庭と懇談・連絡を行う。

\*注2：家庭との連絡については、毎日実施することを原則として、児童生徒の学校と家庭の様子を相互で把握する。

\*注3：登下校指導については、自力通学生に対して年間を通して実施し、生徒指導部が計画する。

\*注4：「生活アンケート」については、児童生徒の実態を考慮して実施する。日常生活においての友人関係や相談相手等について調査し、各学年会及び部会において情報共有をする。